Grapevine rupestris vein feathering virus *Grapevine Syrah virus 1* （略）	（新設） （新設） （略）
Citrus exocortis viroid（カンキツエクソコーティスウイロイド）	*Citrus exocortis viroid*（カンキツエクソコーティスウイロイド）
Hop stunt viroid（ホップわい化ウイロイド） （略）	（新設） （略）

○農林水産省告示第九百八十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表第二　第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	検疫有害動植物	措置
（略）	（略）	（略）
四　さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎（栽培の用に供さないものを含む。）	（略）	（略）
	サツマイモノメイガ、シロヘリクチブトゾウムシ	（略）
	フザリウム・オキシスポラム分化型テューベロッシ	
	スイートポテトマイルドモットルウイルス、ポテトイエローフワイルス	
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
六　前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	（略）	（略）
	2　前号に掲げるもの以外の植物	（略）
	アフリカマイマイ、サビイロカスミカメ	（略）
	プッキニア・ピッティエリアーナ、カーネーションリングスポットウイルス	
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

改正前

別表第二　第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	検疫有害動植物	措置
（略）	（略）	（略）
四　さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎（栽培の用に供さないものを含む。）	（略）	（略）
	シロヘリクチブトゾウムシ	（略）
	フザリウム・オキシスポラム分化型テューベロッシ	
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
六　前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	（略）	（略）
	2　前号に掲げるもの以外の植物	（略）
	アフリカマイマイ、サビイロカスミカメ	（略）
	カーネーションリングスポットウイルス	
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。